

日本農林規格調査会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

日本農林規格の制定等について（諮問）

下記 1 から 2 に掲げる日本農林規格については制定を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、下記 3 から 5 に掲げる日本農林規格については改正を行う必要があることから、同法第 5 条において準用する第 3 条第 4 項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【制定】

- 1 廃食用油のリサイクル工程管理の日本農林規格
- 2 フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格

【改正】

- 3 日持ち生産管理切り花の日本農林規格（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 635 号）
- 4 畳表の日本農林規格（平成 19 年 8 月 2 日農林水産省告示第 1017 号）
- 5 生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成 20 年 3 月 21 日農林水産省告示第 416 号）